

K S K

きんぎょ

第154号

編集 神奈川県障作連

責任者 海原泰江

印刷所 幹Yuki Print

発行日 平成26年2月27日
年月日

神奈川県企業庁取材 —小規模事業所の防災対策—

いのちの水 について考える

広報部

神奈川県企業庁企業局、水道部長の菅野隆氏はじめ担当職員の方々にお話をお聞きした。

防災対策が叫ばれる中、私たち小規模事業所もそれぞれに対策をとっている。また地域や市町村の避難対策への理解や参画等が喫緊の検討課題となっている。作業所はどれも小規模。巨大地震の際の水の確保など、心配な点が多い。

菅野部長は中越沖地震の際は復旧支援隊長として現地に赴き、活動された方であり、身近な水と防災、災害時の対応についてとても有意義なお話を伺うことができた。

災害時に水は来るのか？

まずハードの部分。神奈川県はすでに東海地震を想定しての重要な施設の耐震化をおおむね完了している。平成二十年に国の基準が変わり、その地域で想定される最大級の地震に対する耐震化を、というところで、現在は南関東地震(震度六弱〜七)の発生に向けさらに耐震化を進める取り組みに入っている。

大地震発生の際は自動的に弁が閉じて給水を止め貯水する仕組みとなっている災害用に指定された配水池(三十九ヶ所)から水を各家庭等に届けるのだ。基本的には応急給水は市町の業務となるが、県・国レベルの強固なネット

ワークにより各地で給水支援が施される。公益社団法人日本水道協会という全国組織のネットワークから、全国各地に応援体制が手配され、水道事業者が災害地に駆けつける。実際に、東日本大震災の時も、発生後十時間ほどで神奈川県営水道にも支援要請があり、翌日昼ごろには現地向け出発したという。発生後一日以内には全国から給水の応援が機材とともにやってくるのだ。

神奈川県営水道は

九千キロに及ぶ水道管を持つている。各家庭までの配管は人間の体に例えれば毛細血管。平成十八年以降、大きな揺れでもつなぎ目が抜けることのない耐震管(NS管)が全面採用され使われている。

九千キロに及ぶ毛細血管のすべてが耐震管

地震発生時の県営水道と市町の役割

県営水道の役割

地震により被害を受けた水道施設を早期に復旧します。また、災害用指定配水池における給水車への注水作業や、ウォーターパールの設置やウォーターパールの設置などにより、市町が行う応急給水活動を支援します。

災害用指定配水池

施設災害時に生活用の飲料水を確保する目的で、県内に136箇所ある配水池のうち39箇所を指定しています。

緊急遮断弁

震度6弱以上の地震を感じると、自動的に弁が閉止して、配水池内に飲料水を確保します。

1. 災害用指定配水池から市町の給水車等に注水

市町の役割

広域避難所など、給水拠点において、給水車や非常用貯水タンクなどからの応急給水を行います。

2. 給水車による応急給水

ウォーターパールによる応急給水





に代わるにはまだまだ時間がかかるが、東日本大震災、阪神淡路大震災でもこの管は全く被害を受けなかったというすぐれものだ。現在、普及完了に向け、日夜努力をしていただいている。

家庭での防災対策が参考に

こうして蓄えられ、各家庭に届けられる水の量はどのくらいだろうか。現在約二八〇万人に対して給水しているが、緊急時には三十三万立方メートル一人当たり百二十リットルが届けられる計算だ。一日に必要な水は一人につき三リットル。四日目以降は手洗い、トイレ、入浴等の必要から一

人二〇リットルが必要といわれている。約一週間分は賄えるという。この数字を知って、私たちが家庭

で、事業所でのくらの水を保管しておけばよいか？市販のペットボトルの水でも保管状態によるが一〜二年、災害用としてアルミ缶に詰められているものなら五年ほど持つという。個人の家庭よりは多いとしても、利用者の方と職員分で三日間、一人一日三リットルとすれば、膨大な量の水の保管が必須ということではないかもしれない。幸い神奈川県は水道の蛇口をひねればおいしい水が出る。大きなペットボトルに水道の水を入れきちんと保管すれば一週間程度は大丈夫という。要はその保管した水をどう管理したらよいか？ということ。各事業所の防災訓練の内容として年に一回は保管した水や非常食の状態を確認し、みんなで食べて、飲んで、入れ替えをする、というのも立派な訓練内容になるというご意見をいただいた。また、水道水をペットボトル等に保管し、一週間程度で水の状態を確認し、お掃除や庭にまくなどして使用する。日常的な水の状態確認と有効利用、これができる

とさらに良いですね、というお話だった。

かながわの水道水は美味しい。ミネラルウォーターと飲み比べのイベントでも多くの方が水道水の方がおいしいと評価するという。水も嗜好品。個人の味覚によるが、神奈川の水道水は健康面でも安全、味もとてもおいしいです、というのが職員の声だった。浄水場で、できるだけ塩素を抑え、なおかつ細かい水質基準に照らして作られる水道水。防災のことも頭に置きながら、日常的に水を大切に、そしてたくさん使っていくことができる環境が神奈川にあると感じた。おいしい水は「いのちの水」なのです。

緑豊かな丹沢で育まれた早戸川の伏流水を取水し、相模原市緑区の鳥居浄水場において造られた水道水から塩素を除去した水を使用しており、口あたりの良い軟水です。



神奈川県企業庁のHP
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/127/>

家庭での地震対策

ご家庭でも大きな地震などによる断水に備えて、水道水をくみ置きしておくことをお勧めします。くみ置きは1人1日3リットル3日分の確保が目安です。

飲料水の備蓄方法

※ポリ容器などに水道水をくみ置きする時には、次のことにご注意をお願いします。

- 密封性のよい容器を選び、中をよく洗ってください。
- 容器に空気が残らないように水道水を入れて、しっかり密閉してください。
- 日の当たらない涼しい場所で保管してください。
- 保管した水は、4日(夏季)～10日(冬季)程度を目安に、洗濯や掃除に利用するなど交換してください。ただし、浄水器を通した水の場合は、塩素による消毒効果がないため毎日交換してください。なお、保管した水を飲用するときは、必ず煮沸してください。



研修会報告

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」

この10年の障害当事者・関係者の運動と障害者施策について



日本社会事業大学 特任教授 佐藤 久夫 氏 (内閣府障害者政策委員会委員)

広報部

十二月七日、職員研修会が開催された。感想も含め概要をレポートする。佐藤久夫先生は日本社会事業大学の特任教授で、三十六年間、同大学で障害者福祉を研究してこられた。日本障害者協議会（J.D）の理事でもあり、平成二十一年より、内閣府障がい者制度改革推進会議の正委員、また現在は内閣府障害者政策委員会の委員を務めておられる。障害者運動のサイドから、この間の障害者施策の策定・変遷に関わり、障害者

施策や法律の分野では第一人者である。今回の研修は二回シリーズで予定しており、その一回目。ここ数年の障がい者制度改革の全体的な流れ、そこから何を学んでいくかというテーマだ。 ◆保護の対象から権利の主体へ 第一の柱は障害者観の変遷。二〇一〇年からの一連の制度改革だが、遡って、戦後の日本、世界の中で障害についての見方、社会と障害の関係などが、どう変わって来たのか？ 一九四八年、戦後すぐの「世界人権宣言」では、「障害」という言葉が出てくるのは社会保障に関する部分。「この人たちについては保護をして安心して暮らせるようにしましょう。」当時の国連のリーダー、世界中で一番進歩的な人たちの中であっても障害者をまず「保護の対象」とする考え方だった。働いて稼ぐことのできない人のこと。それでは困るということが出てきたのが、一九七五年の国連「障害者権利宣言」。障害者が人権の主体である、差別を受けてはならない、ということがうたわれることになった。世界人権宣言の限界を障害者権利宣言という形で宣言を掲げ、それを実行に移すために、国際障害者年等、イベント的な取り組みが行われた。行動計画を定め、世界各地に広がった。ノーマライゼーションの運動の広がりとともに、もう一歩進み、成果をモニターする機能を加味したものととして九十三年の「障害者の機会均等化に関する標準規則」等、そして各

国で障害者差別禁止法ができる背景のもと、二〇〇六年、国連「障害者権利条約」を採択。すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること。法的拘束力を持つべきとしたルールとして採択され、日本も先日批准をした。 問題を抱えた保護を要する人々という理解のしかたから、平等な市民、権利の主体という考え方に、そういう認識にしようということとを国際社会が決断した。これを本場に活かすことが政府・国会の責任でもあり、市民、障害者団体の責任でもある。 ◆近年の「障がい者制度改革」の経過 二〇一一年七月 障害者基本法改正 二〇一二年六月 障害者自立支援法の改正(障害者総合支援法) 二〇一三年六月 障害者差別解消法制定 十二月 障害者権利条約批准 先生は右の四法の改正・制定をこの間の節目としている。そして今後は制度改革の第二ステージとなるだろうと。障害者の定義が変わり、「その他の心身の機能の障害」という言葉や「障害及び社会的障壁により・・・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となった。政策委員会が設置され、調査審議、監視、勧告(報告義務付き)機能を持つ。基本計画や権利条約に沿ってモニターす

事例報告

母とこのまま暮らしていきたい

NPO法人 R・WORKSHOP

虹の子作業所 所長 から聞く

ご家族の高齢化、ひいては「親亡き後」の問題が現実の問題として個々の事業所に大きく降りかかっている。もうずいぶんと長く議論されてきた問題だが「これという決め手がないままに」というのが現状ではなからうか。事例を共有することで見えてくるなにかもあるのではないか?。鎌倉市虹の子作業所の事例を所長の中川さんに伺った。

概要 (現状と成育歴・課題等)

母親の物忘れが進み二人暮らしの生活に不安を抱え訴えてきた知的障害を持っているTさん。ある日「母が子供に戻っちゃった。どうしよう」と訴えてくる。話を聞くと、母が道に迷い戻って来れないこと、夜中トイレがわからずまよったこと、同じことを何度も聞くこと、いない人がいるということ(幻覚)など訴えて、「なんだ

か自分も頭がごちゃごちゃしてきて変になっちゃう」胃も痛い訴える。ため息も多くかなり困っている。

Tさんは、父が十七年前に他界し、母と高台の一軒家で二人暮らし。母は三年前ころから少しずつ物忘れが出てくる。転びやすくなるなどの症状があらわれたため、介護保険を利用。地域包括支援センターにつなげた(要支援2)兄はいるが他県で暮らし仕事から年に二回ぐらいしか帰って来れない。しかし何とか二人で生活している。

幼児期から訓練会やプールや音楽等様々な経験をして愛情豊かに育ち、養護学校を卒業後、地元の商店に就職、六年間就労し、給料を月五万円(一〇万円稼いでいた。虐めにあい、体調を壊し退社した。その後、今の地域作業所(現

在地域活動支援センター)に入所し、同時に、陶芸の会社にも週数日勤務していたが人間関係がうまくいかずに、体調(胃痛・腹痛)を崩し退社、その後作業所のみ勤務、現在に至る。職場ではムードメーカーで、性格が穏やかで優しいので、他のメンバーからも好かれていた。ダンスが上手く、作業はゆつくりだが何でもこなす。

「ぼくは、亡き父との思い出の家で、母と二人で暮らしていたいが、母が子供みたいになりこのままだと不安で胃が痛くなる。八百屋で働いていた時とは違い、地域活動支援センターは楽しいので、仲間とも暮らせたら楽しいだろうな。」というのが現在の彼の心からの願い。

支援経過

Tさんと母と面談するとともに、地域包括支援センターに連絡し、ケアマネと連携、区分認定の見通しと、母も不安を待っていたため病院(物忘れ)へ付き添う。

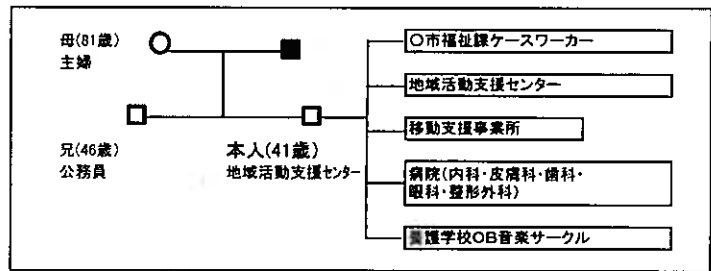
認知症と診断がつく。区分認定も要介護1に変わったため、母と相談のうえ新たな事業所のケアマネに依頼、Tさんのケースワーカー・地域活動支援センターのスタッ

フ・母のケアマネ等集まり支援会議。ご本人達の意向は「二人で暮らして行きたい」しかし、現状の住まいでは二人を支援していける介護力が不十分である。一軒家で訪問販売員に家上げられて怖い思いを何度もし、雨戸を閉めて、日中でも暗い中で生活している。現在通所している地域活動支援センターは町なかで病院、商店、銀行等そろっていて障がい者理解がある場所であり、近くにアパートを借り、生活環境を良くし、困った時に直ぐにTさんが相談でき、助け求められる環境を整備することで、Tさんの介護負担度を軽減できるのではないかと考えた。

しかし、高齢障がい者にアパートを貸してくれるか?また、今後母の要介護度が進む可能性もあり、できる限り二人での生活が継続できるように、介護保険事業所の方や地域の方々との連携を強化した支援体制ができるかどうか課題だ。

現在の状況・経過の総括として

連携をとりながら支援を進めた。アパートを借りるに当たっては、この家族の状況ではやはり難しかった。多くの家主さんに



人で暮らしているとのことである。むしろ母親は以前より元気になり、笑顔が多くなっている。息子さんよりも早く歩くほどだ。今でも物忘れはある。でも、失敗しても大丈夫な地域と支えあえる可愛い息子がいる。寄り添う支援とは、なんでもやってあげることではなく、当事者が自ら活動できる

お断りをされた。そんな中ある家主さんに巡り合った。「入居される方に対しては一切の差別はしません」この家主さんが救世主。涙が出たという。アパートを借りることができ、希望する通り、現在は親子二人で暮らしていることである。環境を用意することだと再確認できた。また、この方法が誰でもできるとは思わない。母と共に暮らすことを希望し、そのように育てた母からできることだ。そして自分の力で動いて、できないところは周りが助ける。これこそ地活の在り方だろう。「世の中まだまだ捨てたものじゃない」と実感したそうだ。「地域作業所」は地域の中で、多くの人々に支えられ活動してきた。個々の事業所は、それぞれに独自の地域とのつながりを持っていると思う。地域包括支援センターや自治会・民生委員など、地域の社会資源から、商店の店主さん・おとなりさん等、インフォーマルなものまで。利用者さんもまた個々に違った人間関係の中で暮らしている。地域力の低下、が様々に言われてはいるが、そこに通う方を「人として」接し、何気ない声かけから始まり、時にはかけがえのない宝物になる。地域の中で人と人とが結び合い、一人ひとりの想いがかなえられたら、とても素敵なことではないだろうか。

発行 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752

編集 (特非) 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会

〒222-10844 横浜市神奈川区沢渡4-2

045(290)0501

頒価 百五十円

